

出席停止について

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づく下記の基準によって、他の児童にうつるおそれのある間は、登校できないことになっています。登校するときには、下記の登校届（受診医療機関名等を保護者様にご記入ください）を学校に提出してから登校してください。下記のとおり、出席停止期間を守っていただき、登校してよい日は医師の指示に従ってください。

なお、この期間は学校では、欠席の取り扱いにはなりません。

記

インフルエンザ……………発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳……………特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで

麻疹（はしか）……………解熱した後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎……………耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日（おたふくかぜ）
経過し、かつ全身状態が良好になったと医師が判断するまで

風疹（三日はしか）……………紅斑性の発疹が消失するまで

水痘（水ぼうそう）……………すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで

咽頭結膜熱（プール熱）……………主要症状が消退した後2日を経過するまで

その他の感染症……………医師が感染のおそれがないと認めるまで

……………きりりとせんに……………

登校届

年 組 氏名

病名（ ） 受診医療機関名（ ）

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので、 月 日から登校させます。

平成 年 月 日 保護者名

